

島根県企業局F I T非化石証書代理購入事業に係る契約書（案）

島根県と〇〇〇〇（以下「事業者」という。）とは、島根県企業局F I T非化石証書代理購入事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条に基づき、次のとおり契約を締結する。

（証書の代理購入）

第1条 事業者は、F I T非化石証書（以下「証書」という。）の購入を希望する場合に、要綱第9条第1項に基づき、購入希望量及び購入希望単価等を記載したF I T非化石証書購入依頼書（以下「依頼書」という。）を島根県に提出する。

2 島根県は、依頼書に基づき、仲介事業者として、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「取引所」という。）の非化石価値取引市場（以下「市場」という。）における証書の購入手続きを代行する。

3 前項の代理購入の額は、事業者の購入希望量に購入希望単価と取引所が定める非化石価値取引売買手数料の合算額を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加算した額（以下「代理購入費用」という。）とする。

（代理購入のスケジュール）

第2条 前条第1項に定める依頼書は、代理購入を希望する市場の入札開始日の1か月前までに提出する。

2 前条第2項の代理購入は、取引所が定める市場のスケジュールによる。なお、第4回目の市場には、原則として参加しない。

（証書の対象となる発電所）

第3条 事業者が依頼書において第一に希望する発電所は、島根県企業局が運営する以下を指定する。

発電所名	発電設備 区分	最大出力 (kW)	所在地

2 前項の発電所の発電電力量の目安は以下のとおり。

発電所名	〇〇〇〇年度 非化石価値取引市場		
	第1回	第2回	第3回
	(発電期間)		
	〇〇〇〇年 1月～3月	〇〇〇〇年 4月～6月	〇〇〇〇年 7月～9月
	kWh	kWh	kWh

(代理購入の成否に関する責任)

第4条 市場における証書の購入はオークションによるものであり、代理購入の成否は、市場の需給状況、入札状況等の要因によるため、事業者の証書の購入手続きを代行する仲介者である島根県は成否について責任を負わない。

2 事業者は、購入希望量及び購入希望単価にて市場から希望どおりの証書が購入できない可能性があることを十分に理解し、そのリスクを負担するものとする。

(代理購入結果の通知)

第5条 島根県は、要綱第9条第3項に基づき、代理購入の結果を事業者へ通知する。

(証書の引渡)

第6条 島根県は、第1条第2項に基づき代理購入した証書を、事業者に第1条第3項と同額で引き渡す。なお、市場の入札において希望した発電所を由来とする証書が割り当てられなかった場合においても、同様に引き渡す。

(証書の活用)

第7条 事業者は、前条で購入した証書について、〇〇〇〇※※西部県営工業団地名※※内における企業活動に伴う電力消費により生じるCO₂排出量の削減に活用する。

(発電所のPR)

第8条 事業者は、第6条による証書の購入以降かつ契約期間中において、前条の取組に要綱第4条で定める発電所を活用していることについて、ホームページ掲載等の方法によりPRを行う。なお、第1条第2項における代理購入の結果、要綱第4条で定める発電所を由来とする証書が購入できなかった場合は、この限りではない。

(契約期間)

第9条 契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日
※※単年度※※までとする。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、免除する。

(代理購入費用の支払)

第11条 島根県は、第6条における証書の引き渡しを行った後、事業者に対して証書の代理購入費用を請求する。

2 事業者は、島根県から前項の適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に証書の代理購入費用を支払わなければならない。

(証書の代理購入費用の支払遅滞)

第12条 事業者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定

期間」という。)内に証書の代理購入費用を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年3.0パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。)を乗じて計算した遅延利息を島根県に支払わなければならない。

(証書活用及びPR実施の状況報告)

第13条 事業者は、要綱第11条に基づき、第7条に定める証書の活用及び第8条に定める発電所のPR実施の状況について、証書活用及びPR実施の状況報告書を翌年度4月末日までに島根県に提出しなければならない。

(秘密の保持等)

第14条 島根県及び事業者は、この契約の業務遂行上若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第15条 島根県及び事業者は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(島根県による契約の解除)

第16条 島根県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が、この契約の内容の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (2) 第17条の規定によらないで、事業者から、この契約の解除の申出があったとき
- (3) 事業者が、この契約の履行に当たり、不正な行為をしたとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
- (5) 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

(事業者による契約の解除等)

第17条 事業者は、島根県に対し、契約の解除に係る正当な理由等を記した書類を提出することにより、この契約の解除を申し出ることができる。

2 島根県は、前項による申し出を受けたときは、当該申出を承認するものとする

る。

- 3 事業者は、契約内容等の隠れた瑕疵を理由として契約の解除又は損害賠償の請求をすることが出来ない。

(契約解除の効果)

第 18 条 第 16 条または前条により本契約を解除した場合において、島根県が代理購入した証書のうち、事業者が代理購入費用の支払を終えていないものがあるとき、第 6 条に定める証書の引渡が完了していない場合であっても、事業者は代理購入費用を支払わなければならない。

- 2 事業者は、第 16 条の規定により、この契約を解除されたときは、証書の代理購入費用の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として島根県に支払わなければならない。ただし、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 3 第 16 条の規定によりこの契約が解除された場合には、事業者は、島根県にその損失の補償を求めることができない。

(権利の譲渡等)

第 19 条 事業者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ島根県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、事業者の負担とする。

(所轄裁判所)

第 21 条 この契約に係る訴訟については、松江地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、島根県と事業者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、島根県及び事業者が
両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

島根県 島根県松江市殿町8番地
島根県
島根県知事 丸山 達也

事業者